

令和8年度

第29回京都府介護支援専門員実務研修受講試験

試験案内

受付期間

令和8年7月6日（月曜日）から

令和8年7月21日（火曜日）まで

京都府知事指定試験実施機関

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

〒604-0874

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

京都府立総合社会福祉会館5階

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

介護支援専門員実務研修受講試験室

電話 075-254-3844（試験専用）

FAX 075-252-6310

（試験専用電話は令和8年12月4日まで開設しています。）

お問い合わせは、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までです。

この試験案内のほか、試験実施に関して連絡事項がある場合には京都府社会福祉協議会ホームページ上でお知らせします。

緊急の連絡を行うことがありますので、随時確認をお願いします。

URL <https://www.kyoshakyo.or.jp/topics/care>

試験にかかるお知らせはこちらのホームページに掲載します。 ホームページ

また、各種様式もこちらのホームページよりダウンロードいただけます。



よくある
質問

目 次

受験申込みから実務研修修了までのスケジュール	1
介護支援専門員実務研修受講試験を受験される皆様へ	2
身体障害者等に対する受験の特別措置の取り扱いについて	3
第29回京都府介護支援専門員実務研修受講試験案内	4
受験資格・受験地チェックシート	8
受験資格及び提出書類について	9
受験資格（別紙・相談援助業務に従事する者の範囲）	10
受験資格・提出書類一覧表	12
受験申込書記入方法	13
実務経験期間の算定の具体的事例	19
試験問題出題範囲	20
実務経験証明書記入方法	30
実務経験（見込）証明書	33
従業日数内訳証明書	35
申立書	39

受験申込みから実務研修修了までのスケジュール

受験申込み

- 令和8年7月6日（月）から7月21日（火）（消印有効）までの間に「簡易書留」の郵便で申し込んでください。



受験票の送付

- 令和8年9月下旬に送付します。
- 令和8年9月30日（水）までに届かない場合は社会福祉法人京都府社会福祉協議会介護支援専門員実務研修受講試験室まで連絡してください。



試験の実施

- 令和8年10月11日（日）午前10時～
 - 午前9時30分から注意事項等の説明を行いますので、午前9時から9時30分の間に入室してください。
 - 同志社大学 新町キャンパス（予定）
- ※感染症等の影響で試験実施や会場等が変更となる場合があります。変更がある場合は、本会ホームページに掲載しますので随時ご確認ください。



試験結果通知

- 令和8年11月24日（火）午前9時予定
 - ・ 京都府ホームページに合格者の受験番号を掲載します。
 - ・ 可否通知を受験者全員に郵送により通知します。



介護支援専門員実務研修受講申込・実務研修受講

- 合格された方は、試験日に配布する実施要項（要保管）をよく読んで、記載されている申込フォーム（Web）より申し込んでください。（京都府介護支援専門員実務研修は令和9年1月から6月に実施（予定）します。）



介護支援専門員実務研修の修了

介護支援専門員名簿への登録及び介護支援専門員証の交付

介護支援専門員実務研修 受講試験を受験される皆様へ

受験申込みの前に以下の事項を必ずお読みください。

◆ 介護支援専門員とは

介護支援専門員とは、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けたものをいいます。

介護支援専門員になるためには、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した後、実務研修を修了し、「介護支援専門員証」の交付を受けることが必要です。

◆ 提出書類等の返却

提出書類及び受験手数料はお返しできません。ただし、受験申込書若しくは添付書類に不備があり補正する余地がないとき、又は受験資格を有していないと認められた場合に限り返却します。（返納に係る実費は受験手数料から差し引かさせていただきます。）

◆ 合格の取り消し等

次の行為があった場合、受験を拒否し、退場を命じ、又は合格を取り消します。

- ・ 受験申込書に虚偽の記載をした場合
- ・ 虚偽の証明書等を提出した場合
- ・ 試験中の不正行為が判明した場合
- ・ 試験場での注意事項を守らなかった場合
- ・ 係員の指示に従わない場合
- ・ その他不正な行為があった場合

身体障害者等に対する受験の特別措置の取り扱いについて

◆ 身体に障害のある方への受験配慮

身体に障害のある受験者で受験に際して特別の措置を希望される場合は、あらかじめ「身体障害者等受験特別措置申請書」等を提出していただく必要があります。

特別措置を希望される場合は、社会福祉法人京都府社会福祉協議会 介護支援専門員実務研修受講試験室までお問い合わせください。

<特別措置の対象>

視覚障害	日常生活で点字を使用している者
	上記以外の強度の弱視者で良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者
	上記以外の視覚障害者
聴覚障害	両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者
	上記以外の聴覚障害者
肢体不自由	体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者
	両上肢の機能障害が著しい者
	下肢の機能障害により歩行をすることができない者又は困難な者
	上記以外の肢体不自由者
その他病弱者等	慢性の胸部、心臓、腎臓疾患等の状態で6か月以上の医療・生活規制を必要とする者又はこれに準ずる者

令和8年度 第29回京都府介護支援専門員実務研修受講試験案内

感染症等の影響で試験実施や会場等が変更となる場合があります。変更がある場合は、本会ホームページに掲載しますので随時ご確認ください。

1 試験日時及び試験会場

試験日時	試験会場(予定)
令和8年10月11日(日) 午前10時～正午	同志社大学 新町キャンパス(予定) ※会場が変更になる可能性があります。

※上記試験会場は予定です。試験当日の試験会場は必ず受験票で確認してください。

- ① 午前9時30分から注意事項等の説明を行いますので、午前9時から9時30分までの間に入室してください。
 - ② 試験会場への車、バイク・自転車等の乗り入れは固く禁止します。会場周辺での路上駐車は、周辺住民に迷惑をかけるほか、警察署からも固く禁じられています。公共交通機関等を利用してください。
- ※ 試験会場は選択できません。なお、感染症等の影響などにより、京都市内の他会場で受験していただくことがあります。
試験会場については必ず受験票で確認してください。

2 受験資格

保健・医療・福祉分野の定められた国家資格等に基づき資格に係る業務又は定められた相談援助業務に従事した期間が通算して5年以上であり、かつ業務に従事した日数が900日以上である方(詳しい受験資格については8ページ以降の「受験資格・受験地チェックシート」及び「受験資格及び提出書類について」をご覧ください)

3 受験地について(※必ずご確認ください)

京都府で受験できるのは受験申込書を提出する時点において、ア又はイに該当する方です。これ以外の方は京都府では受験できませんのでご注意ください。

- | |
|---|
| ア 京都府内で受験資格に該当する業務に従事している方 |
| イ 受験申込時点で受験資格に該当する業務に従事していない方で京都府内にお住まいの方 |

<受験地の具体例>

受験申込書を提出する時点での就業状況	勤務地	住所地	受験地
受験資格に該当する業務に従事	京都府	大阪府等他県	→ 京都府
	大阪府等他県	京都府	→ 大阪府等他県
受験資格に該当する業務に従事していない (無職の方を含む)	/		→ 京都府
			→ 大阪府等他県

※2か所以上の都道府県で受験することはできません。受験地が京都府以外の場合は、それぞれの都道府県にお申し込みください。

4 試験方法及び出題範囲

五肢複択方式 60 問。

区 分	問題数	試験時間
介護支援分野 介護保険制度の基礎知識 要介護認定等の基礎知識 居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25 問	120 分 (原則 10:00 ~ 12:00) ※点字受験者 (1.5 倍)
保健医療福祉サービス分野 保健医療サービスの知識等 福祉サービスの知識等	20 問 15 問	180 分 ※弱視等受験者 (1.3 倍)
合 計	60 問	156 分

※資格による解答免除はありません。

5 介護支援専門員の登録を受けることができない方

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の2の規定により次の事項に該当する方は、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても登録を受けることができません。

ア 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者

オ 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1項第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者

カ 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者

キ 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しないもの

6 受験申込方法及び受付期間

- ・ 「簡易書留」による郵送に限ります。（試験案内等が入っていた封筒を必ず使用してください。）
- ・ 令和8年7月6日（月）から令和8年7月21日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。

（あて先） 〒604 - 0874

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町 375 京都府立総合社会福祉会館 5 階
社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 介護支援専門員実務研修受講試験室

7 受験申込に必要な書類等

(1) 受験申込書

13 ページ以降の記入方法を参照の上、記入誤りや記入もれのないように注意してください。
消せるボールペンや鉛筆での記入は禁止しています。

(2) 実務経験証明書

受験に必要な実務経験を確認するために必要な書類です。33 ページの実務経験証明書を切り取って、施設・事業所の代表者の証明を受け、受験申込書と一緒に提出してください。

2 枚以上必要な場合は、コピーして使ってください。

※令和3年度から令和7年度に京都府で受験された方のうち、令和3年度（第24回）から令和7年度（第28回）京都府介護支援専門員実務研修受講試験の受験票又は試験結果通知の原本を提出された場合は、実務経験証明書の提出は省略することができます。（他府県の受験票・結果通知は無効です。）

(3) 国家資格等の免許証又は登録証の写し

この試験に関係する国家資格等を持っている方は、必ず国家資格等の免許証等の写しを提出してください。また、裏面の登録年月日等の記載の有無を確認し、記載のあるときは裏面についても必ず写しを提出してください。（国家資格等は登録されて初めて国家資格等になりますので、合格証書のコピーは該当しません。）

※令和3年度から令和7年度に京都府で受験された方のうち、令和3年度（第24回）から令和7年度（第28回）京都府介護支援専門員実務研修受講試験の受験票又は試験結果通知の原本を提出された場合は、国家資格等の免許証等の写しの提出は省略することができます。（他府県の受験票・結果通知は無効です。）

(4) 介護福祉士の経過措置登録を受けた者（「登録番号」がアルファベットの「E」で始まる者（例、第 E-00000 号））は、併せて次の書類が必要です。

「資格登録有効期限（変更）通知書」又は「資格登録有効期限解除通知書」の写し。

※提出が無い場合は実務経験が認められない場合があります。

(5) その他の書類

受験者の業務内容の種類等によって、開業許可書の写し等を提出していただく必要があります。詳しくは、12 ページの受験資格・提出書類一覧表を参照してください。

※令和3年度から令和7年度に京都府で受験された方のうち、令和3年度（第24回）から令和7年度（第28回）京都府介護支援専門員実務研修受講試験の受験票又は試験結果通知の原本を提出された場合は、業務内容証明書、開業許可書等の写し、確認証明書等の提出は省略することができます。（他府県の受験票・結果通知は無効です。）

(6) 写 真

試験申込前6か月以内に脱帽、無背景で上半身を正面から撮影した縦4cm、横3cmの大きさで、裏面に氏名を記入した証明用写真を「写真票」の所定の位置に貼り付けてください。

スナップ写真は厳禁です。

(7) 受験手数料の納入

受験手数料は 11,060 円（試験問題作成事務手数料等を含む。）です。受験申込書と一緒に配布している所定の「受験手数料払込票」にて令和8年7月21日（火）までに、払込票（裏面）に記載しているコンビニエンスストアで払込をしてください。また、受領日附印のある「払込受領証」を受験申込書の所定の欄に貼り付けてください。払込はコンビニエンスストアの利用のみに限定しています。口座振込等はできませんので、ご了承ください。

8 合格基準

介護支援分野と保健医療福祉サービス分野のそれぞれの分野で、一定割合以上の正答数がある場合に合格となります。(合格基準は、合格発表後、京都府ホームページに掲載される予定です。)

9 試験結果の通知

- (1) 試験の結果は、受験者全員に郵送により通知します。
また、京都府ホームページに合格者の受験番号が掲載されます。
電話による試験結果に関するお問い合わせには応じません。
- (2) 可否発表予定日 令和8年11月24日(火)午前9時予定

10 実務研修

介護支援専門員実務研修受講試験に合格された方は、介護支援専門員実務研修を受講していただきます。

研修受講の申し込みは、試験日に配布する実施要項(要保管)をよく読んで、記載されている申込フォーム(Web)より申し込んでください。

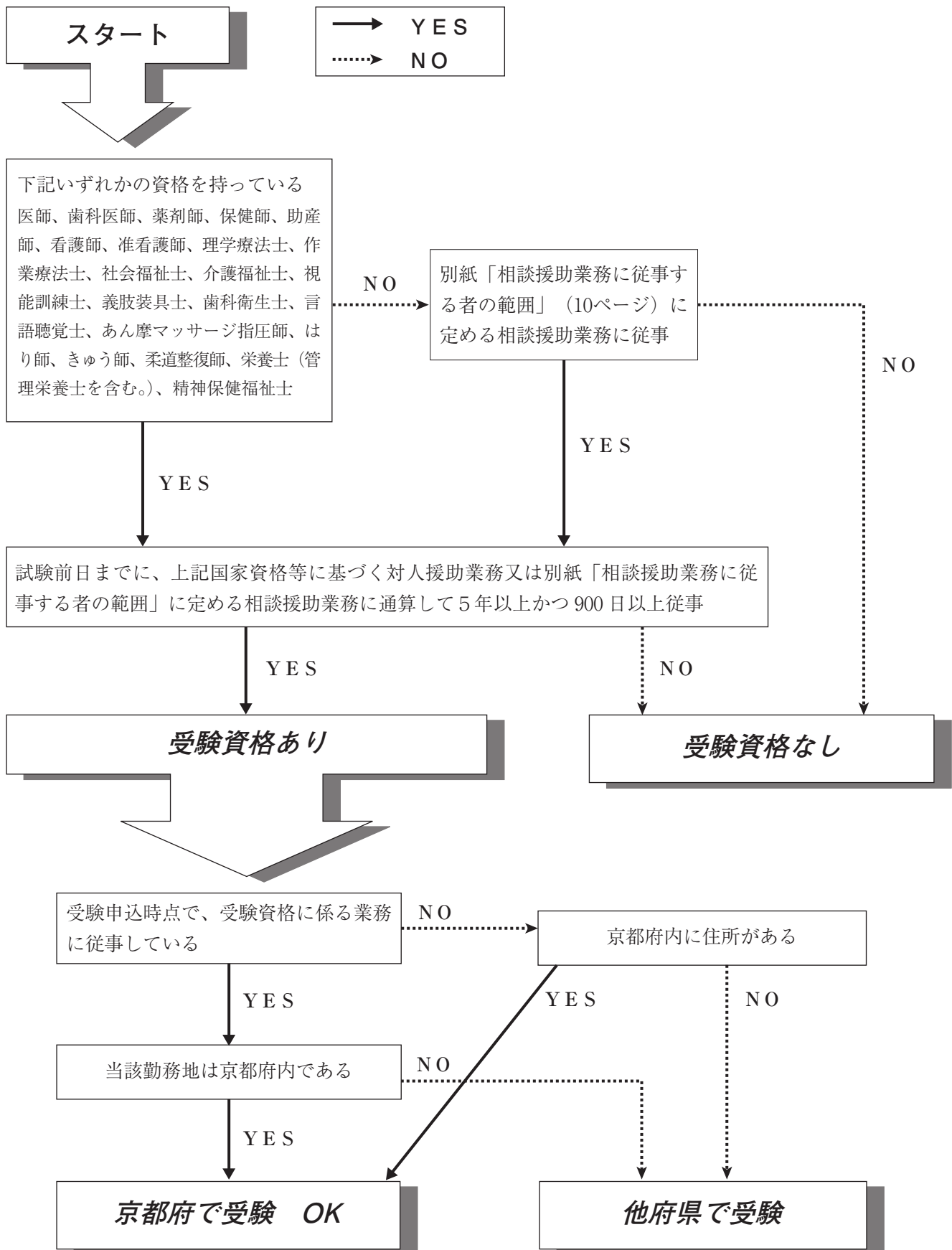
- (1) 開催時期
令和9年1月～6月(予定)
- (2) 受講料
試験日にお知らせします。
- (3) 受講地
京都府で受講。

ただし、府外への転居により京都府での受講が困難な場合は、速やかに京都府健康福祉部高齢者支援課(075-414-4594)まで連絡してください。

11 注意事項

- (1) 試験当日は、受験票・筆記用具(Bの黒鉛筆又はシャープペンシル及びよく消える良質の消しゴム)・腕時計(時計表示以外の機能がついているものは不可)を持参してください。また、午前9時30分から注意事項等の説明を行いますので、午前9時から9時30分までの間に入室してください。
- (2) 試験開始後30分以上経過した後の入室は認めません。
- (3) 受験票は9月下旬に郵送します。9月30日(水)までに受験票が届かない場合は社会福祉法人京都府社会福祉協議会 介護支援専門員実務研修受講試験室までお問い合わせください。
- (4) **試験会場及びその周辺での駐車は厳禁です。自動車、バイク、自転車等の乗り入れは固く禁止します。**
路上駐車は会場周辺の住民に迷惑をかけるほか、警察署からも固く禁じられていますので、公共交通機関等をご利用ください。
- (5) 試験会場は禁煙です。
- (6) 試験室内での携帯電話等の使用は禁止します。時計として使用することも認めません。
- (7) 試験室内での飲食は禁止します。

受験資格・受験地チェックシート



※ 国家資格等に係る業務についてはその資格を取得した日（登録年月日）以降が業務の開始日となります。

受験資格及び提出書類について

本試験の受験資格を有する方は、次の1又は2のいずれかに該当する方、又は、1及び2の業務に従事した期間が通算して5年以上であり、かつ、業務に従事した日数が900日以上である方です。

実務経験期間は、要援護者に対する対人の直接的な援助を本来業務として行っている期間をいい、研究業務や内部の事務を行っていたような期間は実務経験期間には含まれません。

- 1 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士で、その資格に基づき資格に係る業務に従事した期間が通算して5年以上であり、かつ、業務に従事した日数が900日以上である者

※ 資格を取得した日（登録年月日）以降が業務の開始日となります。

提出書類	<p>① 受験申込書</p> <p>② 実務経験証明書（33ページの様式を切り取って使用してください。用紙が不足する場合は、コピーしてください。また京都府社会福祉協議会のホームページにてダウンロードできます。）</p> <p>※ 実務経験証明書の証明者が本人である場合は、実務経験証明書に併せて開業許可書、指定通知書、認可書、届出書、業務委託契約書等、本人が証明者の立場であることを客観的に証明できる書類の写しを提出してください。</p> <p>③ 資格の免許証又は登録証の写し（裏面に登録年月日等の記載がある場合は裏面も必ずコピーしてください。合格証書は不可とします。）</p> <p>※ 看護師で実務経験の中に准看護師の期間が含まれる場合は、必ず看護師、准看護師両方の免許等の写しを提出してください。</p>
------	--

※介護福祉士の経過措置登録を受けた者（「登録番号」がアルファベットの「E」で始まる者（例、第E-00000号））は、併せて次の書類が必要です。

「資格登録有効期限（変更）通知書」又は「資格登録有効期限解除通知書」の写し。

※提出が無い場合は実務経験が認められない場合があります。

- 2 別に定める相談援助業務に従事する者（別紙・10ページ）で、当該業務に従事した期間が通算して5年以上であり、かつ、業務に従事した日数が900日以上である者

提出書類	<p>① 受験申込書</p> <p>② 実務経験証明書（33ページの様式を切り取って使用してください。用紙が不足する場合は、コピーしてください。また京都府社会福祉協議会のホームページにてダウンロードできます。）</p> <p>※ 実務経験証明書の証明者が本人である場合は、実務経験証明書に併せて開業許可書、指定通知書、認可書、届出書、業務委託契約書等、本人が証明者の立場であることを客観的に証明できる書類の写しを提出してください。</p>
------	---

【別紙】 相談援助業務に従事する者の範囲

次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

番号	対 象 者 の 範 囲
(1)	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する 特定施設入居者生活介護 にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第175条第1項第1号に規定する 生活相談員
(2)	介護保険法第8条第21項に規定する 地域密着型特定施設入居者生活介護 にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号に規定する 生活相談員
(3)	介護保険法第8条第22項に規定する 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する 生活相談員
(4)	介護保険法第8条第27項に規定する 介護老人福祉施設 にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号に規定する 生活相談員
(5)	介護保険法第8条第28項に規定する 介護老人保健施設 にあつては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する 支援相談員
(6)	介護保険法第8条の2第9項に規定する 介護予防特定施設入居者生活介護 にあつては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号に規定する 生活相談員
(7)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第19項に規定する 計画相談支援 にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する 相談支援専門員
(8)	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する 障害児相談支援 にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する 相談支援専門員
(9)	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する 生活困窮者自立相談支援事業 にあつては、生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添1）自立相談支援事業実施要領3（2）アに規定する 主任相談支援員

<受験資格についての注意事項>

- 1 必要な実務経験期間は、試験日前日（令和8年10月10日（土））までに満たしていることが必要です。
- 2 実務経験の日数換算は、1日の勤務時間が短い場合についても1日勤務したものとみなします。
- 3 実務経験期間は、要援護者に対する対人の直接的な援助を本来業務として行っている期間をいい、研究業務や内部の事務を行っていたような期間は実務経験期間には含まれません。
- 4 就業していた施設や事業所が既に廃止になっていたり、実務経験の時期が古く就業状況等に関する書類が保管されていないなど、実務経験の証明が不能な場合については実務経験期間として算定できません。
- 5 実務経験証明書で証明された就業期間等について、発行した施設や事業所に就業状況等に関する書類の提出を求めることがあります。この時、当該書類がない（提出されない）場合、実務経験として認められず受験できないことがあります。

<提出書類についての注意事項>

- 1 **実務経験証明書は、従事していた施設・事業所ごとに1枚が必要です。**1か所の施設・事業所で必要な実務経験年数が満たされる場合は証明書は1通（1か所分）で結構です。2か所以上の施設・事業所での通算勤務年数で実務経験年数が満たされる場合には、証明書も2通以上（2か所分以上）が必要になります。
- 2 実務経験証明書の証明者が本人である場合は、本人が発行した実務経験証明書に併せて開業許可書、指定通知書、認可書、届出書、業務委託契約書等、本人が証明者の立場であることを客観的に証明できる書類の写しを提出してください。

<実務経験を見込みで受験される方の注意事項>

実務経験証明書が見込証明となる方（試験申込みの時点では必要な実務経験期間が終了しておらず、試験日前日までに必要な要件が満たされる見込みの方）については、実務経験期間を満たした後、改めて実務経験証明書を提出していただくことが必要です。実務経験期間を満たした後、出来る限り速やかに、社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 介護支援専門員実務研修受講試験室あて **簡易書留郵便で提出**してください。（**最終提出期限：令和8年10月16日（金）までに必着**）

期日までに証明書が提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、試験は無効となりますので注意してください。

受験資格・提出書類一覧表

区 分		国家資格等に係る業務 (9ページ)	相談援助業務 (別紙)(10ページ)	
受 験 資 格	必 要 な 資 格 等 (いずれか)	医 師 歯 科 医 師 薬 剤 師 保 健 師 助 産 師 看 護 師 准 看 護 師 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 社 会 福 祉 士 介 護 福 祉 士 (※1) 視 能 訓 練 士 義 肢 装 具 士 歯 科 衛 生 士 言 語 聴 覚 士 あん摩マッサージ指圧師 は り 師 き ゅ う 師 柔 道 整 復 師 栄 養 士 (管 理 栄 養 士 を 含 む) 精 神 保 健 福 祉 士	別紙「相談援助業務に 従事する者の範囲」(10ページ) に該当する方	
	業 務 従 事 期 間	5年		
	業 務 従 事 日 数	900日		
	受 験 申 込 書	◎	◎	
提 出 書 類	実務経験(見込)証明書	◎※2	◎※2	
	国家資格免許等の写し	◎※2	/	
	開業許可書等の写し	※2・3	※2・3	
	(空欄)			

- ◎ 必ず提出する書類
- ※1 介護福祉士の経過措置登録を受けた者(「登録番号」がアルファベットの「E」で始まる者(例. 第E-00000号))は、併せて「資格登録有効期限(変更)通知書」又は「資格登録有効期限解除通知書」の写しが必要です。
 - ※2 令和3年度(第24回)から令和7年度(第28回)京都府介護支援専門員実務研修受講試験の受験票又は試験結果通知の原本を提出した場合は、実務経験証明書等の提出を省略できます。(他府県の受験票・結果通知は無効です。)
 - ※3 実務経験証明書の証明者と本人が同一の場合に提出してください。

受験申込書記入方法

- ・ 黒色のボールペンを使い、記入例を参考にして楷書ではっきりと記入してください。消せるボールペンや鉛筆での記入は禁止しています。
- ・ 記入誤りをした場合は、その箇所に二重線を引き、その上に記入してください。訂正印は押さないでください。
- ・ ※印欄（※受付番号、※1、※2、※3）は記入しないでください。
- ・ 記載した内容に不正があるときは、合格を取り消すことがあります。

① 氏名

姓と名に分けて、左づめで記入してください。フリガナの濁点には1マス使用してください。

② 性別

該当する方を○で囲んでください。

③ 生年月日

年号は該当するものを○で囲んでください。

④ 勤務地・⑤ 住所地

16ページの「市町村コード表」から該当する数字を記入してください。

⑥ 住所地

受験票や合否通知の送り先となりますので、番地（アパートの場合は名称、何号室）、○○様方まで正確に記入してください。（正しく記入されない場合は、受験票が届かないおそれがありますので注意してください。）昼間に連絡可能な電話番号欄には、申込書の記載内容等についてお尋ねする場合の、最も適当な電話番号を記入してください。

⑦ 現在の勤務先

現在（受験申込書を提出する時点）の勤務先の名称等を記入してください。

- ・ 「施設種別コード」は、現在の勤務先について18ページの「施設種別コード表」から該当する数字を記入してください。勤務先がない場合は、この欄に「600」を記入し、現在の勤務先のその他の欄は記入する必要はありません。
- ・ 「職種コード」は、現在、勤務されている職種について17ページの「資格・職種コード表」から該当する数字を記入してください。
- ・ 「職種名称」には、医師、看護師などの資格の名称を記入してください。10ページの「相談援助業務に従事する者の範囲」に該当する方は、「相談援助業務」と記入してください。

⑧ 国家資格等

資格・職種コードに掲載されている**国家資格等**については、この欄にすべて記入し、資格の免許証等の写しを必ず提出してください。令和3年度（第24回）から令和7年度（第28回）京都府介護支援専門員実務研修受講試験の受験票又は試験結果通知の原本を提出された場合は提出を省略することができます。（他府県の受験票・結果通知は無効です。）

「資格コード」は17ページの「資格・職種コード表」から該当する数字を記入してください。

⑨ 勤務経験・⑩令和3年度（第24回）から令和7年度（第28回）試験結果通知等の提出の有無等

- ・ ⑩令和3年度（第24回）から令和7年度（第28回）京都府介護支援専門員実務研修受講試験の受験票又は試験結果通知の原本の提出が有の場合は、⑨勤務経験の記入は省略することができます。

- ・受験に必要な実務経験を記入してください。この欄に記入された実務経験ごとに「実務経験証明書」（「実務経験見込証明書」）が必要になります。

この欄は、実務経験が、受験に必要な期間（5年）を満たしているかどうかを確認するためのものですので、過去の勤務経験をすべて書く必要はありません。

- ・「勤務経験」欄に複数の勤務先を記入する場合は、新しい勤務先から順に記入してください。

（例）看護師免許を持ち、A病院で10年、B病院で4年、C病院で3年の勤務をしていた場合、Ⅰ又はⅡのような書き方になります。（A、B、Cのすべての勤務経験を書く必要はありません。）

Ⅰ	資格・職種コード	資格・職種名称	施設種別コード	勤務先名称	勤務年数		実務日数
	124	看護師	551	A病院	年	月	
					10	00	2050

Ⅱ	資格・職種コード	資格・職種名称	施設種別コード	勤務先名称	勤務年数		実務日数
	124	看護師	551	C病院	年	月	
	124	看護師	551	B病院	03	00	590
					04	00	770

* 提出する実務経験証明書は、Ⅰの場合は「A病院」のもの1通、Ⅱの場合は「B病院」と「C病院」のもの2通が必要になります。

- ・「資格・職種コード」については17ページの「資格・職種コード表」から該当する数字を記入してください。
- ・「資格・職種名称」の記入方法は前ページ⑦を参照してください。
- ・「施設種別コード」については18ページの「施設種別コード表」から該当する数字を記入してください。
- ・「勤務先名称」については、勤務先名称を記入してください。
- ・「勤務年数」及び「実務日数」は、「実務経験証明書」にある期間等を記入してください。
- ・「勤務経験」の記入欄が足りない場合は、申込書をコピーして使用してください。

その場合は、左上の 欄に 、 と記入してください。

- ・「提出書類の受験番号」については、有に○をした場合に令和3年度（第24回）から令和7年度（第28回）京都府介護支援専門員実務研修受講試験の受験番号を記入してください。

⑪ 見込み

- ・「実務経験年数」が見込みの場合は「1」と記入してください。それ以外の場合は記入する必要はありません。

⑫ 受験配慮

点字受験や車椅子の使用など、受験にあたって配慮が必要な場合にのみ「1」と記入してください。配慮を受けるためには、特別措置申請書の提出が必要になります。京都府介護支援専門員実務研修受講試験室までお問い合わせください。

- 受験申込書の所定の位置に写真と受験手数料の払込受領証（コンビニエンスストア→お客様渡し）を貼り付けてください。

※処理²

枚目³

※受付番号

4

①

氏名	姓	名
フリガナ (カタカナ) ⁹	キョウト	ミト、リ
漢字 ²⁷	京都	緑

②

性別	男	女
47		

③

生年月日	年号	年	月	日
昭和	平成	4	6	01
		2	3	

④

勤務地	市町村コード
2	6
6	2
0	6

⑤

住所	市町村コード
2	6
1	0
0	0

⑥

住所	郵便番号 ⁶⁵ (必ず7桁で記入すること)	市区町村名 ⁷² 15文字
	602-1234	京都市上京区
	字・町名、丁目、番地、号地 20文字	
	〇〇通△町3番地	
地	団地名、棟・室番号、様方等 20文字	
	〇×マンション205号	
	電話番号 ¹⁸²	昼間に連絡可能な電話番号
	(市外局番) 局番 番号	(075) 123 - 4567
		(0771) 23 - 2345

⑩

令和3年度(第24回)から令和7年度(第28回)試験の試験結果通知又は受験票原本の提出の有無	有
提出書類の受験番号	00858

⑦

現在の勤務先	勤務先名称 ¹⁹⁶ 30文字	施設種別コード ²⁵⁶
	△△特別養護老人ホーム	511
	郵便番号 ²⁵⁹ (必ず7桁で記入すること)	市区町村名 ²⁶⁶ 15文字
	621-1234	亀岡市
	字・町名、丁目、番地、号地 20文字	
	〇×町2丁目57番地	
	団地名、棟・室番号、様方等 20文字	
	電話番号 ³⁷⁶	職種コード ³⁹⁰ 職種名称
	(市外局番) 局番 番号	132 介護福祉士
	(0771) 23 - 2345	

実務経験年数が見込みの場合は「1」を記入してください。

⑪ 見込み⁵⁴⁸

受験にあたって配慮が必要な場合は「1」を記入してください。

⑫ 受験配慮⁵⁴⁹

⑧

国家資格等	資格コード	資格名称	資格コード	資格名称	資格コード	資格名称
	393	132	介護福祉士	407		
	435			449		
				463		

※1	※2	※3
550	551	552

⑨

	資格・職種コード	資格・職種名称	施設種別コード	勤務先名称	勤務年数			実務日数
					年	月	日	
勤務	477	介護福祉士	480	△△特別養護老人ホーム	03	02	487	650
	491	相談援助業務	494	介護老人保健施設〇〇〇	02	03	501	450
経歴	505		508		511	513	515	
	519		522		525	527	529	
	533		536		539	541	543	
		合計			※	※	※	

⑩ 令和3年度(第24回)から令和7年度(第28回)試験結果通知又は受験票原本の提出が有の場合は、⑨勤務経歴の記入は省略することができます。

勤務経験欄が不足する場合は、このページをコピーして記入してください。

※印欄には記入しないでください。

市 町 村 コ ー ド							
京 都 市	26100	長 岡 京 市	26209	宇 治 田 原 町	26344		
福 知 山 市	26201	八 幡 市	26210	笠 置 町	26364		
舞 鶴 市	26202	京 田 辺 市	26211	和 束 町	26365		
綾 部 市	26203	京 丹 後 市	26212	精 華 町	26366		
宇 治 市	26204	南 丹 市	26213	南 山 城 村	26367		
宮 津 市	26205	木 津 川 市	26214	京 丹 波 町	26407		
亀 岡 市	26206	大 山 崎 町	26303	伊 根 町	26463		
城 陽 市	26207	久 御 山 町	26322	与 謝 野 町	26465		
向 日 市	26208	井 手 町	26343	京 都 府 以 外	99999		

	資格・職種コード	
国 家 資 格 等	医師	111
	歯科医師	112
	薬剤師	121
	保健師	122
	助産師	123
	看護師	124
	准看護師	125
	理学療法士	126
	作業療法士	127
	社会福祉士	131
	介護福祉士	132
	精神保健福祉士	133
	視能訓練士	141
	義肢装具士	142
	歯科衛生士	143
	言語聴覚士	144
	あん摩マッサージ指圧師	145
	はり師	146
	きゅう師	147
柔道整復師	148	
栄養士（管理栄養士を含む。）	149	
相 談 援 助 業 務	特定施設入居者生活介護の生活相談員	211
	地域密着型特定施設入居者生活介護の生活相談員	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の生活相談員	
	介護老人福祉施設の生活相談員	
	介護老人保健施設の支援相談員	
	介護予防特定施設入居者生活介護の生活相談員	
	計画相談支援の相談支援専門員	
	障害児相談支援の相談支援専門員	
生活困窮者自立相談支援事業の主任相談支援員		
その他	上記に該当しない者	410

※相談援助業務に従事する者の範囲については10ページを参照

施設種別コード	
1. 高齢者福祉分野	511
特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	
老人デイサービスセンター（通所介護事業所）	
その他の老人福祉施設 主な事業所例）養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人介護支援センター、地域包括支援センター、老人短期入所施設、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護	
訪問介護事業所	
介護老人保健施設	
2. 障害者福祉分野	521
障害者支援施設・障害者福祉サービス事業所	
地域活動支援センター	
障害福祉分野における共同生活援助（グループホーム）	
3. 児童福祉分野	531
児童福祉施設 主な事業所例）福祉型障害児入所施設（旧知的障害児施設を含む）、医療型障害児入所施設（旧肢体不自由児施設（肢体不自由児通園施設を除く）、旧重症心身障害児施設を含む）	
4. その他の社会福祉分野	541
その他の社会福祉施設 主な事業所例）救護施設、更生施設、市区町村社会福祉協議会、福祉用具販売サービス事業者	
5. 医療・保健分野	551
訪問看護事業所	
医療法に規定する病院又は診療所 主な事業所例）医療法に規定する病院・診療所、通所リハビリテーション、介護療養型医療施設、介護医療院 施術所（あん摩、はり、きゅう、柔道整復師）	
薬局	
6. 行政機関	561
上記該当事業所を除く行政機関 主な事業所例）福祉に関する事務所、身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、保健所	
7. その他	
受験に該当しない業務を行う事業所等	571
無職（勤務先なし）	600

〔介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲〕

介護保険法別表の科目	区 分	大 項 目	中 項 目	小 項 目
一 この法律その他関係法令に関する科目	1 基本視点	1 介護保険制度導入の背景	1 高齢化の進展と高齢者を取り巻く状況の変化	1 長寿・高齢化の進展 2 高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加 3 介護の長期化・重度化 4 家族の介護機能の低下 5 個人の人生にとっての介護問題 6 家族にとっての介護問題 7 社会にとっての介護問題
			2 従来の制度の問題点	1 老人福祉制度 2 老人医療制度 3 制度間の不整合
			3 社会保険方式の意義	1 我が国の社会保障制度のあり方 2 給付と負担の関係の明確性 3 利用者の選択の尊重
			4 介護保険制度創設のねらい	1 介護という新たな課題への対応 2 効率的、公平な制度の創設 3 サービス利用者の立場に立った制度体系 4 民間活力の活用 5 高齢者の被保険者としての位置づけ
		2 介護保険と介護支援サービス	-	-
	2 介護保険制度論	1 介護保険制度論	1 介護保険制度の目的等	1 社会保障、社会保険、介護保険の体系 2 医療保障の体系 3 高齢者の保健・医療・福祉の体系 4 介護保険制度の目的 5 保険事故と保険給付の基本的理念 6 国民の努力および義務
			2 保険者及び国、都道府県の責務等	1 保険者 2 保険者の事務 3 介護保険の会計 4 条例 5 国の責務、事務 6 都道府県の責務、事務 7 医療保険者および年金保険者の事務 8 審議会
			3 被保険者	1 被保険者の概念 2 強制適用 3 被保険者の資格要件 4 住所認定の基準 5 適用除外 6 資格取得の時期 7 資格喪失の時期 8 届出 9 住所地特例 10 被保険者証
			4 保険給付の手續・種類・内容	1 要介護認定および要支援認定 2 要介護認定等の手續 3 介護認定審査会 4 保険給付通則 5 保険給付の種類 6 保険給付の内容 7 介護報酬 8 支給限度額 9 現物給付 10 審査・支払い 11 利用者負担 12 保険給付の制限
			5 事業者及び施設 (人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を含む。)	1 指定居宅サービス事業者 2 指定居宅介護支援事業者 3 介護支援専門員 4 指定介護予防サービス事業者 5 指定介護予防支援事業者 6 指定地域密着型サービス事業者 7 指定地域密着型介護予防サービス事業者

介護保険法別表の科目	区 分	大 項 目	中 項 目	小 項 目			
				8 基準該当サービスの事業者 9 離島等における相当サービスの事業者 10 介護保険施設			
			6 介護保険事業計画	1 基本指針 2 老人保健福祉計画、医療計画との関係 3 市町村介護保険事業計画 4 都道府県介護保険事業支援計画			
			7 保険財政	1 財政構造 2 事務費 3 その他の補助 4 第1号被保険者に係る保険料 5 介護給付費交付金および介護給付費納付金 6 第2号被保険者に係る保険料 7 支払基金の業務			
			8 財政安定化基金等	1 財政安定化基金事業 2 市町村相互財政安定化事業			
			9 地域支援事業	1 介護予防等事業・日常生活支援総合事業 2 包括的支援事業 3 その他の事業 4 財源構成			
			10 介護サービス情報の公表	1 介護サービス情報の公表の内容 2 指定調査機関 3 指定情報公表センター			
			11 国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務	1 審査・支払い 2 給付費審査委員会 3 苦情処理等の業務 4 第三者行為求償事務 5 その他の業務			
			12 審査請求	1 概説 2 審査請求ができる事項 3 介護保険審査会 4 委員 5 審理裁決を扱う合議体 6 専門調査員 7 訴訟との関係			
			13 雑則	1 報告の徴収等 2 先取特権の順位 3 時効等 4 資料の提供等			
			14 検討規定（附則）	—			
			二 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する科目	3 ケアマネジメント機能論	1 ケアマネジメント機能論	1 介護保険制度におけるケアマネジメント 2 ケアマネジメントの基本的理念、意義等 3 介護支援専門員の基本姿勢 4 介護支援専門員の役割・機能	1 介護保険におけるケアマネジメントの定義と必要性 2 介護保険におけるケアマネジメント機能の位置づけ 3 介護保険でのサービス利用手続きの全体構造と介護支援サービス 1 要介護者等とその世帯の主体性尊重の仕組み 2 自立支援、多様な生活を支えるサービスの視点 3 家族（介護者）への支援の必要性 4 保健・医療・福祉サービスを統合したサービス調整の視点 5 サービスの展開におけるチームアプローチの視点 6 適切なサービス利用（効果性、効率性）の視点 7 保健・医療・福祉サービス（保険給付サービス等）とインフォーマルサポートを統合する社会資源調整の視点 — 1 利用者本位の徹底 2 チームアプローチの実施—総合的判断と協働 3 居宅サービス計画に基づくサービス実施状況のモニタリングと計画の修正

介護保険法別表の科目	区 分	大 項 目	中 項 目	小 項 目		
				4 サービス実施体制におけるマネジメントの情報提供と秘密保持 5 信頼関係の構築 6 社会資源の開発		
			5 ケアマネジメントの記録	-		
			2 介護支援サービス方法論	1 居宅介護支援サービスの開始過程	-	
				2 居宅サービス計画作成のための課題分析	-	
				3 居宅サービス計画作成指針	-	
		4 モニタリングおよび居宅サービス計画での再課題分析		-		
		3 介護予防支援サービス方法論	1 介護予防支援サービスの開始過程	-		
			2 介護予防サービス計画作成のための課題分析	-		
			3 介護予防サービス計画作成指針	-		
			4 モニタリングおよび介護予防サービス計画での再課題分析	-		
		4 施設介護支援サービス方法論	1 施設介護支援サービスの開始過程	-		
			2 施設サービス計画作成のための課題分析	-		
			3 施設サービス計画作成指針	-		
			4 モニタリングおよび施設サービス計画での再課題分析	-		
		三 介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	4 高齢者支援展開論（高齢者介護総論）	1 総論 I 医学編	1 高齢者の身体的・精神的な特徴と高齢期に多い疾病および障害	1 高齢者の身体的・精神的・心理的特徴 2 高齢者に起こりやすい疾病および障害の特徴 3 高齢者に多くみられる各種の疾患
					2 バイタルサインの正確な観察・測定、解釈・分析	1 全身の観察とバイタルサイン 2 バイタルサインの正しい観察・測定方法とポイント
3 検査の意義およびその結果の把握、患者指導	1 検査値の変動について 2 検査各論					
4 介護技術の展開	1 身体介護と家事援助の関連 2 食事の介護 3 排泄および失禁の介護 4 褥瘡への対応 5 睡眠の介護 6 清潔の介護 7 口腔のケア					
5 ケアにおけるリハビリテーション	1 リハビリテーションの考え方 2 リハビリテーションの基礎知識 3 リハビリテーションの実際（訓練と援助の実際）					
6 認知症高齢者の介護	1 老人性認知症の特徴、病態 2 認知症高齢者・家族への援助と介護支援サービス					
7 精神に障害のある場合の介護	1 高齢者の精神障害 2 精神に障害のある高齢者の介護					
8 医学的診断・治療内容・予後の理解	1 医学的診断の理解 2 治療内容の理解 3 予後の理解					
9 現状の医学的問題、起こりうる合併症、医師、歯科医師への連絡・情報交換	1 現状の医学的問題のとらえ方 2 起こりうる合併症の理解 3 医師、歯科医師への連絡・情報交換					
10 栄養・食生活からの支援・介護	1 人間らしい栄養・食生活とは 2 栄養・食生活からの介護の手順 3 望ましい栄養・食生活をめざして提示されている食生活指針等					

介護保険法別表の科目	区 分	大 項 目	中 項 目	小 項 目	
			11 呼吸管理、その他の在宅医療管理	1 呼吸管理の考え方 2 その他の在宅医療管理	
			12 感染症の予防	1 感染症の種類と特徴 2 起こりやすい感染症の予防と看護・介護	
			13 医療器具を装着している場合の留意点	1 在宅酸素療法（HOT） 2 気管内挿管 3 人工呼吸器 4 腹膜透析 5 在宅中心静脈栄養法 6 内視鏡的胃瘻造設術（PEG） 7 ペースメーカー	
			14 急変時の対応	1 高齢者救急疾患の病態上の特徴 2 主な急変時の対応 3 在宅看護・介護で遭遇しやすい急変	
			15 健康増進・疾病障害の予防	1 基本理念 2 生活習慣病の予防 3 がん 4 循環器疾患 5 糖尿病 6 骨粗しょう症 7 21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）	
		2 総論Ⅱ 福祉編	1 基礎相談・面接技術	1 基本姿勢 2 コミュニケーションの知識と技術 3 インテークワーク技術 4 隠されたニーズの発見	
			2 ソーシャルワークとケアマネジメント（介護支援サービス）	-	
			3 ソーシャルワーク（社会福祉専門援助技術）の概要	1 個別援助技術（ソーシャルケースワーク） 2 集団援助技術（ソーシャルグループワーク） 3 地域援助技術（コミュニティワーク）	
			4 接近困難事例への対応	1 援助困難事例への対応 2 接近困難事例と問題状況の分類 3 接近困難事例の理解とアプローチ	
		3 総論Ⅲ 臨死編	1 チームアプローチの必要性および各職種役割	-	
			2 高齢者のターミナルケアの実際、家族へのケア	1 事例の概要 2 在宅での看取りの成立条件 3 在宅ホスピスにおける症状緩和 4 死の教育 5 在宅ホスピスとQOL	
			3 死亡診断	1 死亡に医師が立ち会っているとき 2 医師が立ち会っていないとき 3 精神面からみたターミナルケア	
		5 高齢者支援展開論（居宅サービス事業各論）	1 訪問介護方法論	1 訪問介護の意義・目的	-
				2 訪問介護サービス利用者の特性	-
				3 訪問介護の内容・特徴	-
	4 介護支援サービスと訪問介護			-	
	2 訪問入浴介護方法論		1 訪問入浴介護の意義・目的	-	
			2 訪問入浴介護利用者の特性	-	
			3 訪問入浴介護の内容・特徴	-	
			4 介護支援サービスと訪問入浴介護	-	
	3 訪問看護方法論		1 訪問看護の意義・目的	-	
			2 訪問看護サービス利用者の特性	-	

介護保険法別表 の科目	区 分	大 項 目	中 項 目	小 項 目
			3 訪問看護の内容・特徴	-
			4 介護支援サービスと訪問看護	-
		4 訪問リハビリテーション方法論	1 訪問リハビリテーションの意義・目的	-
			2 訪問リハビリテーションサービス利用者の特性	-
			3 訪問リハビリテーションの内容・特徴	-
			4 介護支援サービスと訪問リハビリテーション	-
		5 居宅療養管理指導方法論	1 医学的管理サービスの意義・目的	-
			2 医学的管理サービス利用者の特性	-
			3 介護支援サービスと医学的管理サービス	-
			4 口腔管理一歯科衛生指導の意義・目的	-
			5 口腔管理一歯科衛生指導利用者の特性	-
			6 介護支援サービスと口腔管理一歯科衛生指導	-
			7 薬剤管理指導の意義・目的	-
			8 薬剤管理指導利用者の特性	-
			9 介護支援サービスと薬剤管理指導	-
		6 通所介護方法論	1 通所介護の意義・目的	-
			2 通所介護サービス利用者の特性	-
			3 通所介護の内容・特徴	-
			4 介護支援サービスと通所介護	-
		7 通所リハビリテーション方法論	1 通所リハビリテーションの意義・目的	-
			2 通所リハビリテーションサービス利用者の特性	-
			3 通所リハビリテーションの内容・特徴	-
			4 介護支援サービスと通所リハビリテーション	-
		8 短期入所生活介護方法論	1 短期入所生活介護の意義・目的	-
			2 短期入所生活介護サービス利用者の特性	-
			3 短期入所生活介護の内容・特徴	-
			4 介護支援サービスと短期入所生活介護	-
		9 短期入所療養介護方法論	1 短期入所療養介護の意義・目的	-
			2 短期入所療養介護サービス利用者の特性	-
			3 短期入所療養介護の内容・特徴	-
4 介護支援サービスと短期入所療養介護	-			
10 特定施設入居者生活介護方法論	1 特定施設入居者生活介護の意義・目的	-		

介護保険法別表の科目	区 分	大 項 目	中 項 目	小 項 目
			2 特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性	-
			3 特定施設入居者生活介護の内容・特徴	-
			4 介護支援サービスと特定施設入居者生活介護	-
			11 福祉用具及び住宅改修方法論	1 福祉用具の意義・目的
		2 福祉用具利用者の特性および福祉用具の機能、使用法	-	
		3 福祉用具の内容・特徴	-	
		4 介護支援サービスと福祉用具	-	
		5 住宅改修の意義・目的	-	
		6 住宅改修利用者の特性および住宅改修の機能、使用法	-	
		7 住宅改修の内容・特徴	-	
		8 介護支援サービスと住宅改修	-	
	6 高齢者支援展開論（地域密着型サービス事業各論）	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護方法論	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の意義・目的	-
			2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者の特性	-
			3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容・特徴	-
		2 夜間対応型訪問介護方法論	1 夜間対応型訪問介護の意義・目的	-
			2 夜間対応型訪問介護の利用者の特性	-
			3 夜間対応型訪問介護の内容・特徴	-
		3 地域密着型通所介護方法論	1 地域密着型通所介護の意義・目的	-
			2 地域密着型通所介護の利用者の特性	-
			3 地域密着型通所介護の内容・特徴	-
		4 認知症対応型通所介護方法論	1 認知症対応型通所介護の意義・目的	-
			2 認知症対応型通所介護の利用者の特性	-
			3 認知症対応型通所介護の内容・特徴	-
		5 小規模多機能型居宅介護方法論	1 小規模多機能型居宅介護の意義・目的	-
			2 小規模多機能型居宅介護の利用者の特性	-
			3 小規模多機能型居宅介護の内容・特徴	-
		6 認知症対応型共同生活介護方法論	1 認知症対応型共同生活介護の意義・目的	-
			2 認知症対応型共同生活介護の利用者の特性	-
			3 認知症対応型共同生活介護の内容・特徴	-
		7 地域密着型特定施設入居者生活介護方法論	1 地域密着型特定施設入居者生活介護の意義・目的	-
			2 地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者の特性	-
3 地域密着型特定施設入居者生活介護の内容・特徴			-	
8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護方法論		1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の意義・目的	-	
		2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者の特性	-	
		3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容・特徴	-	
9 複合型サービス方法論		1 複合型サービスの意義・目的	-	

介護保険法別表の科目	区 分	大 項 目	中 項 目	小 項 目		
			2 複合型サービスの利用者の特性	-		
			3 複合型サービスの内容・特徴	-		
			7 高齢者支援展開論（介護予防サービス事業各論）	1 介護予防訪問入浴介護方法論	1 介護予防訪問入浴介護の意義・目的	-
					2 介護予防訪問入浴介護利用者の特性	-
					3 介護予防訪問入浴介護の内容・特徴	-
					4 介護予防支援サービスと介護予防訪問入浴介護	-
			2 介護予防訪問看護方法論	1 介護予防訪問看護の意義・目的	-	
				2 介護予防訪問看護サービス利用者の特性	-	
				3 介護予防訪問看護の内容・特徴	-	
				4 介護予防支援サービスと介護予防訪問看護	-	
			3 介護予防訪問リハビリテーション方法論	1 介護予防訪問リハビリテーションの意義・目的	-	
				2 介護予防訪問リハビリテーションサービス利用者の特性	-	
				3 介護予防訪問リハビリテーションの内容・特徴	-	
				4 介護予防支援サービスと介護予防訪問リハビリテーション	-	
			4 介護予防在宅療養管理指導方法論	1 医学的管理サービスの意義・目的	-	
				2 医学的管理サービス利用者の特性	-	
				3 介護予防支援サービスと医学的管理サービス	-	
				4 口腔管理一歯科衛生指導の意義・目的	-	
				5 口腔管理一歯科衛生指導利用者の特性	-	
				6 介護予防支援サービスと口腔管理一歯科衛生指導	-	
				7 薬剤管理指導の意義・目的	-	
				8 薬剤管理指導利用者の特性	-	
				9 介護予防支援サービスと薬剤管理指導	-	
			5 介護予防通所リハビリテーション方法論	1 介護予防通所リハビリテーションの意義・目的	-	
				2 介護予防通所リハビリテーションサービス利用者の特性	-	
				3 介護予防通所リハビリテーションの内容・特徴	-	
				4 介護予防支援サービスと介護予防通所リハビリテーション	-	
6 介護予防短期入所生活介護方法論	1 介護予防短期入所生活介護の意義・目的	-				
	2 介護予防短期入所生活介護サービス利用者の特性	-				

介護保険法別表の科目	区 分	大 項 目	中 項 目	小 項 目	
			3 介護予防短期入所生活介護の内容・特徴	-	
			4 介護予防支援サービスと介護予防短期入所生活介護	-	
			7 介護予防短期入所療養介護方法論	1 介護予防短期入所療養介護の意義・目的	-
				2 介護予防短期入所療養介護サービス利用者の特性	-
		3 介護予防短期入所療養介護の内容・特徴		-	
		4 介護予防支援サービスと介護予防短期入所療養介護		-	
		8 介護予防特定施設入居者生活介護方法論	1 介護予防特定施設入居者生活介護の意義・目的	-	
			2 介護予防特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性	-	
			3 介護予防特定施設入居者生活介護の内容・特徴	-	
			4 介護予防支援サービスと介護予防特定施設入居者生活介護	-	
		9 介護予防福祉用具及び介護予防住宅改修方法論	1 介護予防福祉用具の意義・目的	-	
			2 介護予防福祉用具利用者の特性および介護予防福祉用具の機能、使用法	-	
			3 介護予防福祉用具の内容・特徴	-	
			4 介護予防支援サービスと介護予防福祉用具	-	
			5 介護予防住宅改修の意義・目的	-	
			6 介護予防住宅改修利用者の特性および介護予防住宅改修の機能、使用法	-	
			7 介護予防住宅改修の内容・特徴	-	
			8 介護予防支援サービスと介護予防住宅改修	-	
		8 高齢者支援展開論（地域密着型介護予防サービス各論）	1 介護予防認知症対応型通所介護方法論	1 介護予防認知症対応型通所介護の意義・目的	-
				2 介護予防認知症対応型通所介護の利用者の特性	-
				3 介護予防認知症対応型通所介護の内容・特徴	-
	2 介護予防小規模多機能型居宅介護方法論		1 介護予防小規模多機能型居宅介護の意義・目的	-	
			2 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の特性	-	
			3 介護予防小規模多機能型居宅介護の内容・特徴	-	
	3 介護予防認知症対応型共同生活介護方法論		1 介護予防認知症対応型共同生活介護の意義・目的	-	
			2 介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の特性	-	
			3 介護予防認知症対応型共同生活介護の内容・特徴	-	
	9 高齢者支援展開論（介護保険施設各論）	1 指定介護老人福祉施設サービス方法論	1 指定介護老人福祉施設の意義・目的	-	
			2 指定介護老人福祉施設サービス利用者の特性	-	
			3 指定介護老人福祉施設の内容・特徴	-	

介護保険法別表の科目	区 分	大 項 目	中 項 目	小 項 目
		2 介護老人保健施設サービス方法論	1 介護老人保健施設の意義・目的	-
			2 介護老人保健施設サービス利用者の特性	-
			3 指定介護老人保健施設の内容・特徴	-
		3 介護医療院サービス方法論	1 介護医療院の意義・目的	-
			2 介護医療院サービス利用者の特性	-
			3 介護医療院の内容・特徴	-
	10 高齢者支援展開論（社会資源活用論）	1 公的サービスおよびその他の社会資源導入方法論	1 自立支援のための総合的ケアネットワークの必要性	-
			2 社会資源間での機能や役割の相違	-
			3 フォーマルな分野とインフォーマルな分野の連携の必要性	-
	四 要介護認定及び要支援認定に関する科目	11 要介護・要支援認定特論	1 要介護認定の流れ	1 要介護認定基準について
2 認定調査				-
3 主治医意見書				-
4 一次判定の概略				-
5 介護認定審査会における二次判定の概略				-
2 一次判定の仕組み			1 要介護認定等基準時間の推計の考え方	-
			2 要介護認定等基準時間の算出方法	-
3 二次判定の仕組み			1 二次判定の基本的な方法	-
			2 介護認定審査会における審査・判定の手順	-
			3 二次判定のポイント	-

(注) この表に掲げる項目は、介護保険法、関連法令に規定されたもの及びその関連通知で基礎的な知識及び技能を有することの確認のために必要な内容を含むものとする。

○ 実務経験証明書記入方法及び証明書

（証明書は、切り取って使用してください。）

不足する場合は、コピーして使用してください。

また、京都府社会福祉協議会のホームページ（下記

URL及び二次元コード）よりダウンロードできます。）

URL <https://www.kyoshakyo.or.jp/topics/care>



・ 実務経験（見込）証明書

（実務経験証明書記入方法（P34）を証明書様式と併せて証明者に必ずお渡しください。）

・ 従業日数内訳証明書

〈実務経験証明書記入方法〉

実務経験証明書は、勤務先の長等の証明権限を有する者が記入し、発行してください。

この証明書は、受験資格を証明する重要なものですから、提出されていない場合や内容に不備がある場合は、受験申込書を受理できませんので注意してください。

① 氏名

受験申込者の勤務当時の氏名を記入してください。

② 現在の氏名

受験申込者の現在の氏名を記入してください。

③ 施設又は事業所名

受験申込者が所属する又は所属した施設名等の正式な名称を記入してください。

④ 所在地

施設等の所在地を記入してください。

⑤ 施設種別

具体的に介護老人福祉施設、通所介護、障害福祉サービス事業の生活介護等を記入してください。

⑥ 施設又は事業所情報

事業所番号、指定年月日は介護保険制度、障害者総合支援制度等の指定を受けている場合に記入してください。休止・廃止年月日は、法人や事業所、施設が「休止・廃止」になっている場合のみ記入してください。

⑦ 業務期間

受験申込者が、要援護者に対する対人の直接的な援助を本来業務として行っていた期間を記入してください。

なお、国家資格等に係る業務についてはその資格を取得した日（資格免許が公的機関の登録簿等への登録によって行われるときは当該登録年月日）以降が業務の開始日となります。（次項の

⑧も同じ）

⑧ うち業務に従事した日数

業務期間内において実際に上記業務に従事した日数（休日、病気、研修、休職等で業務に従事しなかった期間を除く。）を記入してください。

⑨ 業務内容

具体的に、医業、看護業務、訪問介護員、介護業務、生活相談員、生活支援員（介護業務）、生活支援員（相談援助業務）、支援相談員、相談支援専門員等と記入してください。

○ 見込みで受験する場合の注意事項

- ・ 実務経験を見込みで受験する場合は、**実務経験の期間が満たされた後、出来る限り速やかに実務経験証明書を簡易書留により提出してください（最終提出期限：令和8年10月16日（金）までに必着）**。期限までに提出がない場合、試験は無効となります。

○ その他注意事項

- ・ 就業状況等に関する書類が保管されていないなど、実務経験の証明が不能な場合については、実務経験に算定できません。また、発行した施設や事務所に対し就業状況に関する書類の提出を求めることがあります。
- ・ **虚偽又は不正の事実があった場合は、受験者の合格が取り消されるだけでなく、証明した施設や事業所の介護保険事業者の指定が取り消されることがありますので、十分ご留意ください。**

(記入例)

<複数枚必要な場合は、コピーして使用してください(裏面の記入方法も必ず証明者に渡してください)>

(令和8年度第29回京都府介護支援専門員実務研修受講試験用)

実務経験 ~~(見込)~~ 証明書

2026 年 △ 月 △ 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

介護支援専門員実務研修受講試験室長 様

施設又は事業所の 亀岡市○×町2丁目57番地

所在地及び名称 △△特別養護老人ホーム

代表者(役職・氏名) 施設長 京都太郎

担当者氏名 ○ ○ ○ ○

連絡先 0771-23-2345

印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

①氏名	滋賀 緑	(昭和46年 1 月 23 日生)
②現在の氏名	京都 緑	※勤務当時と異なる場合のみ記入してください
③施設又は事業所名	△△特別養護老人ホーム	
④所在地	亀岡市○×町2丁目57番地	
⑤施設種別	介護老人福祉施設	
⑥施設又は事業所情報	事業所番号 ○○○○○○○○○○	指定年月日(西暦) ○○年○月○日
	事業開始年月日(西暦) △△年△月△日	休止・廃止年月日(西暦) 年 月 日
⑦業務期間 (資格登録日以降)	(西暦) 2012年 1 月 5 日 ~ 2015年 3 月 25 日(3年2か月と21日)	
⑧うち業務に従事した日数	650 日 (要援護者に対する対人の直接的な援助に従事した日数)	
⑨業務内容	介護業務	

(注) ※申込者が自書した場合(個人開業者は除く)は証明書として認められませんのでご注意ください。

- 過去に勤務した者の証明をする場合において、受験者の勤務当時の氏名で記入してください。
- 「施設種別」は具体的に介護老人福祉施設、通所介護、障害福祉サービス事業の生活介護等を記入してください。
- 事業所番号、指定年月日は介護保険制度、障害者総合支援制度等の指定を受けている場合に記入してください。
- 業務期間欄は、要援護者に対する対人の直接的な援助を行っていた期間を記入してください。
- うち業務に従事した日数欄は、業務期間内において実際に上記業務に従事した日数(休日、病気、研修、休職等で業務に従事しなかった期間を除く。)を記入してください。
- 業務内容欄は、具体的に医業、看護業務、訪問介護員、介護業務、生活相談員、生活支援員(介護業務)、生活支援員(相談援助業務)、支援相談員、相談支援専門員等と記入してください。
- 証明内容を訂正した場合は、証明者の職印を押してください。修正液等による修正は認めません。
- 虚偽又は不正の事実があった場合は、合格を取り消しすることとなります。
また、発行した施設や事業所の介護保険事業者の指定が取り消されることがありますので十分ご注意ください。
- 見込証明でない場合は、表題の(見込)を二重線で消してください。
- 法人や事業所、施設が廃止になっている場合は、指定年月日と廃止年月日が分かる書類を提出してください。

<複数枚必要な場合は、コピーして使用してください（裏面の記入方法も必ず証明者に渡してください）>

（令和8年度第29回京都府介護支援専門員実務研修受講試験用）

実務経験（見込）証明書

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

介護支援専門員実務研修受講試験室長 様

施設又は事業所の

所在地及び名称

代表者（役職・氏名）

担当者氏名

連絡先

印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

①氏名	(年 月 日生)		
②現在の氏名	※勤務当時と異なる場合のみ記入してください		
③施設又は事業所名			
④所在地			
⑤施設種別			
⑥施設又は事業所情報	事業所番号	指定年月日（西暦）	年 月 日
	事業開始年月日（西暦）	年 月 日	休止・廃止年月日（西暦） 年 月 日
⑦業務期間 （資格登録日以降）	<small>（西暦）</small> 年 月 日 ~ 年 月 日（年 か月と 日）		
⑧うち業務に従事した日数	日（要援護者に対する対人の直接的な援助に従事した日数）		
⑨業務内容			

（注）※申込者が自書した場合（個人開業者は除く）は証明書として認められませんのでご注意ください。

- 過去に勤務した者の証明をする場合において、受験者の勤務当時の氏名で記入してください。
- 「施設種別」は具体的に介護老人福祉施設、通所介護、障害福祉サービス事業の生活介護等を記入してください。
- 事業所番号、指定年月日は介護保険制度、障害者総合支援制度等の指定を受けている場合に記入してください。
- 業務期間欄は、要援護者に対する対人の直接的な援助を行っていた期間を記入してください。
- うち業務に従事した日数欄は、業務期間内において実際に上記業務に従事した日数（休日、病気、研修、休職等で業務に従事しなかった期間を除く。）を記入してください。
- 業務内容欄は、具体的に医業、看護業務、訪問介護員、介護業務、生活相談員、生活支援員（介護業務）、生活支援員（相談援助業務）、支援相談員、相談支援専門員等と記入してください。
- 証明内容を訂正した場合は、証明者の職印を押してください。修正液等による修正は認めません。
- 虚偽又は不正の事実があった場合は、合格を取り消しすることとなります。
また、発行した施設や事業所の介護保険事業者の指定が取り消されることがありますので十分ご注意ください。
- 見込証明でない場合は、表題の（見込）を二重線で消してください。
- 法人や事業所、施設が廃止になっている場合は、指定年月日と廃止年月日が分かる書類を提出してください。

〈実務経験証明書記入方法〉

実務経験証明書は、勤務先の長等の証明権限を有する者が記入し、発行してください。


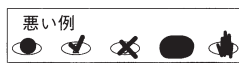
この証明書は、受験資格を証明する重要なものですから、提出されていない場合や内容に不備がある場合は、受験申込書を受理できませんので注意してください。

- ① **氏名**
受験申込者の勤務当時の氏名を記入してください。
- ② **現在の氏名**
受験申込者の現在の氏名を記入してください。
- ③ **施設又は事業所名**
受験申込者が所属する又は所属した施設名等の正式な名称を記入してください。
- ④ **所在地**
施設等の所在地を記入してください。
- ⑤ **施設種別**
具体的に介護老人福祉施設、通所介護、障害福祉サービス事業の生活介護等を記入してください。
- ⑥ **施設又は事業所情報**
事業所番号、指定年月日は介護保険制度、障害者総合支援制度等の指定を受けている場合に記入してください。休止・廃止年月日は、法人や事業所、施設が「休止・廃止」になっている場合のみ記入してください。
- ⑦ **業務期間**
受験申込者が、要援護者に対する対人の直接的な援助を本来業務として行っていた期間を記入してください。
なお、国家資格等に係る業務についてはその資格を取得した日（資格免許が公的機関の登録簿等への登録によって行われるときは当該登録年月日）以降が業務の開始日となります。（次項の⑧も同じ）
- ⑧ **うち業務に従事した日数**
業務期間内において実際に上記業務に従事した日数（休日、病気、研修、休職等で業務に従事しなかった期間を除く。）を記入してください。
- ⑨ **業務内容**
具体的に、医業、看護業務、訪問介護員、介護業務、生活相談員、生活支援員（介護業務）、生活支援員（相談援助業務）、支援相談員、相談支援専門員等と記入してください。
- **見込みで受験する場合の注意事項**
 - ・ 実務経験を見込みで受験する場合は、**実務経験の期間が満たされた後、出来る限り速やかに実務経験証明書を簡易書留により提出してください（最終提出期限：令和8年10月16日（金）までに必着）**。期限までに提出がない場合、試験は無効となります。
- **その他注意事項**
 - ・ 就業状況等に関する書類が保管されていないなど、実務経験の証明が不能な場合については、実務経験に算定できません。また、発行した施設や事務所に対し就業状況に関する書類の提出を求めることがあります。
 - ・ 虚偽又は不正の事実があった場合は、受験者の合格が取り消されるだけでなく、証明した施設や事業所の介護保険事業者の指定が取り消されることがありますので、十分ご留意ください。

解答用紙見本

第 回 介護支援専門員実務研修受講試験解答用紙

(※ OMRで読み取りますので、この用紙を折り曲げないでください。)

受験番号						氏名		(はじめに) 受験票に記載されている受験番号・氏名を枠からはみ出さないように記入してください。										
受験 番号 欄	0	①	②	③	④	<p align="center">一 記 入 注 意 一</p> <p>1 鉛筆(HB以上)を使用して、(マークの例)「良い例」に従ってしっかりマークしてください。</p> <p>2 マークを修正する場合は、消しゴムであとが残らないようにきれいに消してください。 (あとが残るとOMRで読み取れませんので、他人の解答となったり、誤答となりますので、十分注意してください。)</p> <p>＜受験番号欄＞ 受験番号に対応する数字の枠をマークしてください。</p> <p>＜解答欄＞ 正解の数字の枠をマークしてください。</p> <p align="right">(マークの例)</p> <p align="center">良い例</p>  <p align="right">※枠からはみ出さないよう、 しっかり塗ってください。</p> <p align="center">悪い例</p> 												
	1																	
	2																	
	3																	
	4																	
	5																	
	6																	
	7																	
	8																	
	9																	
	問 1	①	②	③	④	⑤	問21	①	②	③	④	⑤	問41	①	②	③	④	⑤
	問 2	①	②	③	④	⑤	問22	①	②	③	④	⑤	問42	①	②	③	④	⑤
	問 3	①	②	③	④	⑤	問23	①	②	③	④	⑤	問43	①	②	③	④	⑤
	問 4	①	②	③	④	⑤	問24	①	②	③	④	⑤	問44	①	②	③	④	⑤

- 試験当日、係員の合図がありましたら、
受験番号と氏名を記入し、受験番号欄に受験番号に対応する数字を塗りつぶしてください。
なお、受験番号については、右詰で記入し、左側の空いた箇所には、「0」を記入してください。

(例) 受験番号が1桁の方は「0 0 0 0 1」
 “ 2桁の方は「0 0 0 1 1」
 “ 3桁の方は「0 0 1 1 1」
 “ 4桁の方は「0 1 1 1 1」

また、受験番号欄は「0」から始まるように印刷してありますので、試験当日、塗り間違わないようにしてください。

- 出題方式はすべて五肢複択方式です。
- (問1) 県庁所在地はどれか。3つ選べ。
- 1 仙台市
 - 2 川崎市
 - 3 京都市
 - 4 神戸市
 - 5 北九州市
- 解答用紙の問1欄の該当する数字について、良い例を見本に、枠からはみ出さないよう黒く塗りつぶしてください。

受験申込書の記載事項(氏名・住所等)に変更があった場合、提出してください。

令和8年度第29回京都府介護支援専門員実務研修受講試験

申立書

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会
介護支援専門員実務研修受講試験室長 様

次のとおり変更しましたので、届け出ます。

氏名		生年月日	昭和 年 月 日 平成
受験番号※		※第29回(令和8年度)介護支援専門員実務研修 受講試験を受験した場合のみ記入	

<変更事項>

変更日 年 月 日

変更内容 1 氏名 2 住所 3 その他(※該当する番号を○で囲んでください)

1 氏名の変更

		(姓)	(名)
旧氏名	フリガナ		
	漢字		
新氏名	フリガナ		
	漢字		

2 住所等の変更 ※本申立書の提出と併せて、最寄りの郵便局に「転居届」を提出してください。

旧住所	〒
新住所	〒

3 その他(電話番号等)の変更

旧	
新	

【注意事項】

氏名、住所等の受験申込書の記載事項に変更があった場合は、この様式に必要事項を記入し、下記を必ず確認の上、速やかに京都府社会福祉協議会に提出してください。

提出期間	提出方法
受験申込後から 10月16日(金)まで	市販の封筒の表面に「受験に係る申立書在中」と朱書きの上、簡易書留郵便にて提出してください。

【送付先】〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375 京都府立総合社会福祉会館5階
社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 介護支援専門員実務研修受講試験室

下記試験会場は予定です。試験当日の試験会場は必ず受験票で確認してください。

感染症等の影響で試験実施や会場等が変更となる場合があります。変更がある場合は、本会ホームページに掲載しますので随時ご確認ください。

試験会場案内（予定）

同志社大学 新町キャンパス

※受験会場については、必ず受験票をご確認ください。

- ◎試験会場及びその周辺は駐車厳禁です。
- ◎自動車、バイク、自転車等の会場への乗り入れは禁止します。
- ◎自家用車での送迎も禁止します。
- ◎公共交通機関等をご利用ください。